

第8章 第4期大和市国民健康保険特定健康診査等実施計画

1. 特定健康診査・特定保健指導の基本的な考え方

特定健康診査・特定保健指導が実施される前の基本健康診査は、個別疾病の早期発見・治療が目的であったため、保健指導も健康教室への参加を促すなど、疾病予防に主眼を置いたものでした。

しかし、死亡原因でも生活習慣病が約6割を占め、医療費に占める生活習慣病の割合も国全体の医療費の約3分の1であることから、生活習慣病対策が必要となりました。

そこで、平成20年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭和57年法律第80号)により、特定健康診査及び特定保健指導の実施が各医療保険者に義務付けられました。特定健康診査によりメタボリックシンドロームの該当者・予備群が把握されるようになり、特定保健指導においても糖尿病などの生活習慣病の有病者・予備群を減少させることに主眼を置いた支援が可能になりました。毎年健診を受診することで自らの健康状態を振り返り生活習慣を見直す絶好の機会となり、特定保健指導を受けることで生活習慣改善の契機にもなります。

本計画は、大和市国民健康保険データヘルス計画と同様に、単年度ごとの事業評価を行うことで、定期的に実施体制や事業の見直しを図ります。

2. 第3期大和市国民健康保険特定健康診査等実施計画の実績と課題

(1) 特定健康診査実績

【図表8-1】 特定健康診査実績

	対象者(人)	受診者(人)	受診率(%)
平成30年度	34,178	11,423	33.4
令和元年度	32,815	10,808	32.9
令和2年度	32,653	10,155	31.1
令和3年度	31,667	10,331	32.6
令和4年度	29,676	9,436	31.8

資料:特定健康診査法定報告

(2) 特定保健指導実績

【図表8-2】 特定保健指導実績

	対象者 (人)	初回面接		実績評価 (最終面接まで終了)		
		利用者 (人)	利用率 (%)	終了者 (人)	終了率 (%)	
平成30年度	動機付け支援	951	302	31.8	229	24.1
	積極的支援	237	31	13.1	13	5.5
	合計	1,188	333	28.0	242	20.4
令和元年度	動機付け支援	862	255	29.6	223	25.9
	積極的支援	218	15	6.9	6	2.8
	合計	1,080	270	25.0	229	21.2
令和2年度	動機付け支援	852	212	24.9	175	20.5
	積極的支援	219	28	12.8	18	8.2
	合計	1,071	240	22.4	193	18.0
令和3年度	動機付け支援	880	218	24.8	206	23.4
	積極的支援	248	29	11.7	22	8.9
	合計	1,128	247	21.9	228	20.2
令和4年度	動機付け支援	734	210	28.6	177	24.1
	積極的支援	213	45	21.1	31	14.6
	合計	947	255	26.9	208	22.0

資料:特定保健指導法定報告

(3) 特定保健指導対象者の平均発生率

平成30年度～令和4年度の特定健康診査受診者のうち、特定保健指導対象者数から平均発生率を算出しました。

【図表8-3】 特定保健指導対象者の平均発生率

年齢	動機付け支援(%)	積極的支援(%)	合計(%)
40-44 歳	7.75	10.68	18.43
45-49 歳	7.80	12.12	19.92
50-54 歳	8.29	9.24	17.53
55-59 歳	5.88	8.66	14.54
60-64 歳	5.06	5.79	10.85
65-69 歳	9.87	/	9.87
70-74 歳	8.16		8.16
全体	8.14	2.24	10.38

資料：特定健康診査法定報告

(4) メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率

「メタボリックシンドローム該当者」の減少率は上昇傾向にあり、平成29年度から平成30年度と令和3年度から令和4年度の減少率を比較すると、1.3ポイント上昇しています。しかし、「メタボリックシンドローム予備群」の減少率は減少傾向にあり、同様に比較すると1.3ポイント減少しています。

【図表8-4】 メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率

年度	平成 29→30	平成 30 →令和元	令和 元→2	令和 2→3	令和 3→4
メタボリックシンドローム 該当者の減少率(%)	20.4	20.5	19.6	21.1	21.7
メタボリックシンドローム 予備群の減少率(%)	19.3	18.0	17.8	21.6	18.0

資料：特定健康診査法定報告

(5) 課題

第3期計画を終えての課題は、特定健康診査の受診率の低下です。

特に、若年層の受診率は第3期計画同様、低い傾向にあります(第3期大和市国民健康保険データヘルス計画第4章2.(P. 22)参照)。

特定健康診査対象者及び受診者は減少傾向にあり、特定保健指導終了率においても、神奈川県平均と比較すると高い水準ですが、国の掲げる目標値である60%には依然達しない状況です。特定保健指導などの保健事業対象者を把握するためにも、特定健康診査の受診率向上が必要となります。

特定健康診査の受診率向上に向けては、未受診者への勧奨通知の送付や新型コロナワクチン集団接種会場での受診啓発用動画の上映等の対策を講じてきましたが、より一層の周知啓発活動が必要になると考えられます。

3. 特定健康診査等の実施率に係る目標

国は特定健康診査受診率、特定保健指導終了率ともに本計画最終年度の目標値を60%と
していますが、現在の実績値を踏まえ、本市目標値は以下のとおりとします。

特定健康診査受診率は年1%上昇、特定保健指導終了率は年2%上昇を目指します。

【図表8-5】 特定健康診査等の実施率に係る目標

年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
特定健康診査 受診率	35%	36%	37%	38%	39%	40% ※国が掲げる目標値:60%
特定保健指導 終了率	26%	28%	30%	32%	34%	36% ※国が掲げる目標値:60%

4. 特定健康診査等の対象者数

(1) 特定健康診査対象者推計

対象は40歳以上75歳未満の国保被保険者で、過去6年間(平成29年度～令和4年度)の対象者数の伸び率を用いて、以下のとおり推計しました。ただし、年度途中での加入・脱退等の増減については、勘案していません。

【図表8-6】 特定健康診査対象者推計(令和6年度～令和11年度)

令和6年度(2024年度)

年齢	男性(人)	女性(人)	合計(人)	合計(人)
40-44歳	1,096	1,031	2,127	14,991
45-49歳	1,422	1,257	2,679	
50-54歳	1,868	1,610	3,478	
55-59歳	1,570	1,642	3,212	
60-64歳	1,584	1,911	3,495	15,754
65-69歳	2,492	2,726	5,218	
70-74歳	4,714	5,822	10,536	
合計	14,746	15,999	30,745	30,745

令和7年度(2025年度)

年齢	男性(人)	女性(人)	合計(人)	合計(人)
40-44歳	1,009	972	1,981	14,534
45-49歳	1,329	1,195	2,524	
50-54歳	1,853	1,606	3,459	
55-59歳	1,546	1,653	3,199	
60-64歳	1,520	1,851	3,371	15,189
65-69歳	2,285	2,471	4,756	
70-74歳	4,689	5,744	10,433	
合計	14,231	15,492	29,723	29,723

令和8年度(2026年度)

年齢	男性(人)	女性(人)	合計(人)	合計(人)
40-44歳	929	917	1,846	14,102
45-49歳	1,242	1,136	2,378	
50-54歳	1,838	1,602	3,440	
55-59歳	1,522	1,664	3,186	
60-64歳	1,459	1,793	3,252	14,667
65-69歳	2,096	2,240	4,336	
70-74歳	4,664	5,667	10,331	
合計	13,750	15,019	28,769	28,769

令和9年度(2027年度)

年齢	男性(人)	女性(人)	合計(人)	合計(人)
40-44歳	855	865	1,720	13,694
45-49歳	1,161	1,080	2,241	
50-54歳	1,824	1,598	3,422	
55-59歳	1,499	1,675	3,174	
60-64歳	1,400	1,737	3,137	
65-69歳	1,922	2,030	3,952	14,182
70-74歳	4,639	5,591	10,230	
合計	13,300	14,576	27,876	27,876

令和10年度(2028年度)

年齢	男性(人)	女性(人)	合計(人)	合計(人)
40-44歳	787	816	1,603	13,307
45-49歳	1,085	1,027	2,112	
50-54歳	1,810	1,594	3,404	
55-59歳	1,476	1,686	3,162	
60-64歳	1,343	1,683	3,026	
65-69歳	1,763	1,840	3,603	13,733
70-74歳	4,614	5,516	10,130	
合計	12,878	14,162	27,040	27,040

令和11年度(2029年度)

年齢	男性(人)	女性(人)	合計(人)	合計(人)
40-44歳	724	769	1,493	12,938
45-49歳	1,014	976	1,990	
50-54歳	1,796	1,590	3,386	
55-59歳	1,453	1,697	3,150	
60-64歳	1,289	1,630	2,919	
65-69歳	1,617	1,668	3,285	13,316
70-74歳	4,589	5,442	10,031	
合計	12,482	13,772	26,254	26,254

(2)特定健康診査及び特定保健指導実施者推計

特定健康診査対象者推計、本計画の特定健康診査等の実施率に係る目標値、特定保健指導対象者の平均発生率より以下のとおり令和6年度～令和11年度の特定健康診査等実施者を推計しました。

【図表8-7】 特定健康診査及び特定保健指導実施者推計(令和6年度～令和11年度)
令和6年度(2024年度)

年齢	特定健康診査		特定保健指導			
	対象者数 (人)	見込受診者数 (人)	対象者数(人)			見込終了者数 (人)
			動機付け支援	積極的支援	合計	
40-44歳	2,127	744	20	29	49	13
45-49歳	2,679	938	37	53	90	23
50-54歳	3,478	1,217	41	46	87	23
55-59歳	3,212	1,124	45	53	98	25
60-64歳	3,495	1,223	66	60	126	33
65-69歳	5,218	1,826	241	/	241	63
70-74歳	10,536	3,688	425		425	110
合計	30,745	10,760	875	241	1,116	290

令和7年度(2025年度)

年齢	特定健康診査		特定保健指導			
	対象者数 (人)	見込受診者数 (人)	対象者数(人)			見込終了者数 (人)
			動機付け支援	積極的支援	合計	
40-44歳	1,981	713	20	29	49	14
45-49歳	2,524	908	37	52	89	25
50-54歳	3,459	1,245	41	47	88	25
55-59歳	3,199	1,152	45	51	96	27
60-64歳	3,371	1,214	65	60	125	35
65-69歳	4,756	1,712	240	/	240	67
70-74歳	10,433	3,756	422		422	118
合計	29,723	10,700	870	239	1,109	311

令和8年度(2026年度)

年齢	特定健康診査		特定保健指導			
	対象者数 (人)	見込受診者数 (人)	対象者数(人)			見込終了者数 (人)
			動機付け支援	積極的支援	合計	
40-44歳	1,846	683	20	29	49	15
45-49歳	2,378	880	37	52	89	27
50-54歳	3,440	1,273	41	46	86	26
55-59歳	3,186	1,179	44	52	97	29
60-64歳	3,252	1,203	65	60	125	37
65-69歳	4,336	1,604	239	/	239	71
70-74歳	10,331	3,822	420		420	126
合計	28,769	10,644	866	239	1,105	331

令和9年度(2027年度)

年齢	特定健康診査		特定保健指導			
	対象者数 (人)	見込受診者数 (人)	対象者数(人)			見込終了者数 (人)
			動機付け支援	積極的支援	合計	
40-44歳	1,720	654	20	29	49	16
45-49歳	2,241	851	36	52	88	28
50-54歳	3,422	1,300	40	46	86	27
55-59歳	3,174	1,206	44	52	96	31
60-64歳	3,137	1,192	65	59	124	40
65-69歳	3,952	1,502	238	/	238	76
70-74歳	10,230	3,887	418		418	134
合計	27,876	10,592	862	237	1,099	352

令和10年度(2028年度)

年齢	特定健康診査		特定保健指導			
	対象者数 (人)	見込受診者数 (人)	対象者数(人)			見込終了者数 (人)
			動機付け支援	積極的支援	合計	
40-44歳	1,603	625	20	29	49	17
45-49歳	2,112	824	36	51	87	30
50-54歳	3,404	1,327	40	45	85	29
55-59歳	3,162	1,233	44	52	96	33
60-64歳	3,026	1,180	65	59	124	42
65-69歳	3,603	1,405	237	/	237	80
70-74歳	10,130	3,951	416		416	141
合計	27,040	10,545	858	236	1,094	372

令和11年度(2029年度)

年齢	特定健康診査		特定保健指導			
	対象者数 (人)	見込受診者数 (人)	対象者数(人)			見込終了者数 (人)
			動機付け支援	積極的支援	合計	
40-44歳	1,493	597	20	28	48	17
45-49歳	1,990	796	36	51	87	31
50-54歳	3,386	1,354	40	45	85	31
55-59歳	3,150	1,260	44	52	96	35
60-64歳	2,919	1,168	64	59	123	44
65-69歳	3,285	1,314	235	/	235	85
70-74歳	10,031	4,012	415		415	149
合計	26,254	10,501	854	235	1,089	392

5. 特定健康診査等の実施方法

(1) 特定健康診査

① 対象者

各年度4月1日現在、大和市国民健康保険に加入している40歳以上75歳未満の者

② 実施場所

市内協力医療機関(令和4年度76施設、令和5年度74施設)

③ 実施方法

個別健診(市内協力医療機関にて受診)。

3月に対象者へ受診券を送付し、受診者本人が希望する協力医療機関に予約の上、受診します。

④ 実施項目

【図表8-8】 基本的な健診項目

健診項目	内容
質問項目	食事・運動・喫煙習慣、服薬歴、飲酒、歯科口腔、特定保健指導の受診歴(※)等
身体計測	身長、体重、BMI、腹囲(内臓脂肪面積)
理学的検査	身体診察
血圧測定	収縮期血圧、拡張期血圧
血中脂質検査	空腹時中性脂肪または随時中性脂肪(※)、HDL コレステロール、LDL コレステロール
血糖検査	空腹時血糖(やむを得ない場合は随時血糖)、HbA1c
肝機能検査	AST(GOT)、ALT(GPT)、 γ -GTP
尿検査	尿糖、尿蛋白
その他 (本市独自項目として実施)	尿潜血、総コレステロール、クレアチニン、eGFR、尿酸、白血球数、血小板数、血清アルブミン、ALP、胸部 X-P(CR 無または CR 有)

※第4期に変更となった項目

【図表8-9】 詳細な健診の項目

※一定の基準のもと、医師が必要と認めた場合に実施(図表8-10参照)

健診項目	内容
貧血検査	赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値
心電図検査	12誘導心電図
眼底検査	-

【図表8-10】 詳細な健診項目の判定基準

項目	判定基準	
貧血検査	貧血の既往歴を有する者または視診等で貧血が疑われる者	
心電図検査	当該年度の特定健康診査の結果等において、収縮期血圧140mmHg以上若しくは拡張期血圧90mmHg以上又は問診等で不整脈が疑われる者	
眼底検査	当該年度の特定健康診査の結果等において、血圧又は血糖が次の基準に該当した者	
	血圧	収縮期140mmHg以上又は拡張期が90mmHg以上
	血糖	空腹時血糖値が126mg/dl以上、HbA1c(NGSP値)6.5%以上又は随時血糖値が126mg/dl以上
ただし、当該年度の特定健康診査の結果等において、血圧の基準に該当せず、かつ血糖検査の結果について確認することができない場合においては、前年度の特定健康診査の結果等において、血糖検査の基準に該当した者を含む		

⑤実施期間

各年度4月1日～9月30日

(変更は可能とし、大和市医師会と協議の上、協力医療機関の状況を踏まえ、実施期間を設定します。)

⑥自己負担額

1,200円

ただし、下記の条件に該当する者は免除とすることができます。

- ・70歳以上の者
- ・市・県民税非課税世帯に属する者(要証明書)

⑦委託の有無等

公益社団法人大和市医師会に委託し、単年度契約を締結します。

委託に当たっては、「特定健康診査の外部委託に関する基準」(平成25年厚生労働省告示第92号第1)に即し、利用者の利便性や健診の質の確保などが図られていることを必要とします。

⑧周知・案内方法

受診券の発行時期及び送付方法

- ・3月末にがん検診等と一体化した受診券を個人宛に送付します。

案内方法

- ・広報誌、市ホームページに掲載します。受診券送付時に検診・健診ガイドを同封し、受診可能な医療機関リストを掲載しています。実施期間においては、啓発用ポスターを掲示しています。
- ・未受診者へは、例年8月頃に勧奨通知を一斉送付します。
- ・健康教室での啓発、パンフレットやポケットティッシュの配布を行っています。

(2) 特定保健指導

① 対象者

「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」(平成19年厚生労働省令第157号)に基づき、特定保健指導対象者の選定を行います。

【図表8-11】 特定保健指導の選定基準

	特定健診受診結果における 【血圧】【脂質】【血糖】 リスク(※)	喫煙歴	判定結果	
			40～64歳	65～74歳
男性 腹囲85cm以上 女性 腹囲90cm以上	2つ以上該当	なし	積極的 支援	動機付け 支援
	1つ該当	あり		
男性 腹囲85cm未満 女性 腹囲90cm未満 かつBMI25以上	3つ該当	なし	積極的 支援	動機付け 支援
	2つ該当	あり		
	1つ該当	なし		

※基準値

【血圧】 収縮期血圧130mmHg以上または拡張期血圧85mmHg以上

【脂質】 空腹時中性脂肪150mg/dl以上または随時中性脂肪175mg/dl以上またはHDLコレステロール40mg/dl未満

【血糖】 空腹時血糖100mg/dl以上またはHbA1c(NGSP値) 5.6%以上

上記に該当する場合でも、血圧高値、脂質異常又は血糖高値の治療に係る薬剤を服用しているものは対象にならない。

② 実施場所

- ・市内協力医療機関(令和4年度3施設、令和5年度4施設)。
- ・健康づくり推進課による個別支援、グループ支援等(大和市保健福祉センター、地域医療センター、学習センター等)。

③ 実施方法

市内協力医療機関の医師・保健師・管理栄養士等による委託実施及び、健康づくり推進課保健師・管理栄養士による直営実施にて行います。

④ 実施項目

動機付け支援…原則1回の支援(初回面接)を行い、3か月経過後に評価を行います。

積極的支援……初回面接による支援を行い、その後、3か月以上の継続的な支援(個別支援・グループ支援・電話・文書等)を行います。また、3か月以上の継続的な支援後に評価を行います。

※動機付け支援・積極的支援ともに、保険者の判断で、対象者の状況等に応じ、6か月経過後に評価を実施することや、3か月後の実績評価終了後にさらに独自のフォローアップ等を行うことができます。

⑤実施期間

通年(初回面接:8月～翌年3月、実績評価:11月～翌年9月)

⑥自己負担額

無料

⑦委託の有無等

市内協力医療機関に委託し、個別に単年度契約を締結します。

委託に当たっては、「特定保健指導の外部委託に関する基準」(平成25年厚生労働省告示第92号第2)に即し、対応人員や設備、利用者の利便性や特定保健指導の質の確保などが図られていることを必要とします。

(健康づくり推進課にて直営実施もしています。)

⑧周知・案内方法

特定保健指導利用券の送付時期

・特定健康診査受診3～4か月後を目途に対象者へ利用券を送付します。

案内方法

・利用券送付時に、実施医療機関一覧(住所・予約電話番号・実施可能曜日時間等を掲載)・本市主催講座パンフレット(特定保健指導教室日程等を掲載)を同封しています。

・利用券送付後、利用がない方には電話で勧奨を行い、電話がつかない場合は勧奨通知の送付や訪問等利用勧奨を実施します。

(3)健診受診者のデータ収集方法

特定健康診査対象者で、人間ドック(人間ドック助成制度による振替者を除く)や事業者健診等ほかの健診を受診した場合には、受診者本人より郵送・窓口にて健診結果情報を提供いただくよう、市ホームページにて呼びかけています。健診結果通知表に記載のない項目(例えば服薬歴・喫煙歴に関する質問結果)については、必要に応じ別途本人に確認します。

(4)年間スケジュール

月	特定健康診査	特定保健指導
4月	・特定健康診査(～9月)	
5月	・健診データ受取、費用決済開始	
6月	・転入等追加者分の受診券送付	・協力医療機関との個別委託契約締結
7月		・特定保健指導利用券の送付(～3月)
8月	・転入等追加者分の受診券送付 ・特定健診未受診者への受診勧奨通知送付	・特定保健指導(～3月) ・特定保健指導利用勧奨(～3月)
9月		・前年度初回面接実施分の実績報告最終月
10月	・委託団体と次年度契約について打ち合わせ	
11月		・前年度実施分法定報告 ・翌年度協力医療機関の調査
	・健診データ受取、費用決済終了	
12月		
1月		
2月		
3月	・翌年度受診券の送付 ・協力医療機関向け説明会の実施	

6. 個人情報の保護

(1) 個人情報保護の周知・徹底

特定健康診査等の実施にあたり、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)及び同法に基づく「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、大和市情報セキュリティポリシーを遵守し、個人情報の取扱いに細心の注意を払います。

(2) 記録の保存方法

国への実績報告のため、国が示す標準様式に準じ電子化して保存します。

(3) 保存体制、保管委託の有無

契約した市内協力医療機関からの費用の請求・支払及び健診・保健指導データの管理、保健指導対象者の階層化、保健指導利用券の附番(発送は保険者が行う)、健診機関から提出された健診・保健指導のデータ管理・保管は、代行機関である神奈川県国民健康保険団体連合会に委託します。

委託契約に際し、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を契約書に定め、委託先の契約遵守状況を管理します。

また、健診機関及び保険者との電子的ネットワーク接続が考えられるため、協力医療機関及び代行機関には個人情報を扱うことに対して、「オンライン資格確認等、レセプトのオンライン請求及び健康保険組合に対する社会保険手続きに係る電子申請システムに係るセキュリティに関するガイドライン」(令和2年10月5日保連発1005第1号)に沿った安全対策を講じることの義務づけを行います。

(4) 保険者間のデータ移動

他の保険者からの異動等に伴う特定健康診査及び特定保健指導のデータ提供は、国が示す標準様式において、すべて電子データにて行います。また、オンライン資格情報等システムを利用したデータでの引継ぎも可能とします。被保険者本人にとって機微性が高いことから、必ず本人に同意を得た上で行います。

7. 特定健康診査等実施計画の公表・周知

特定健康診査等実施計画はホームページで公表し、国民健康保険被保険者及び地域住民への周知を図ります。

8. 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

本計画の目標達成状況等に基づき毎年度計画の評価を行い、特定健康診査受診率等の向上に向けて、実施方法の改善など必要な計画の見直しを行います。

9. その他

医療健診課にて、がん検診等ほかの健診と一体化した受診券及び関連する健診の受診案内を送付し、また、大和市医師会をはじめとする関係機関との連携のもと、ほかの健診との同時実施体制を整備するなど、受診者がより受診しやすい環境づくりに努めていきます。